令和８年度（令和９年度任用）

品川区会計年度任用職員（指導課）募集案内

令和８年１１月１５日
品川区教育委員会

この採用選考は、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の採用候補者を名簿登載するために実施するものです。
なお、名簿登載されても必ず採用されるとは限りませんので、御承知おきください。

※ 常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

１．採用する職等

職種	職	職 務 内 容	採用予定数
事務系	スクールサポートスタッフ	教員の事務をサポートする職務	若干名
	学校事務Ⅱ	学校事務における職務全般	若干名
	副校長補佐	副校長の業務を支援する職務 ・調査対応の支援 ・服務管理の支援 ・施設管理の支援 ・校長や他の教職員、外部機関、保護者等との各種連絡調整 ・その他、副校長の勤務時間縮減に資する業務	若干名
	エデュケーションアシスタント	区立小学校および義務教育学校（前期課程）のいずれかの学年（原則として1～3学年）における副担任相当の業務 ・学年・学級の経営上、必要な業務全般の補助 ・児童からの相談対応や登下校時の見守り ・学習・生活指導の補助 ・その他、校長が組織運営の必要上、特に命じる業務	若干名
専門・経験職	学校講師	教科指導、校長等の指示に基づき指導実施に係る調査・研究等に関する職務	100 名程度
	学校地域コーディネーター	学校支援活動等についての総合的な調整および活動プログラムの企画等に関する職務	若干名
	英語専科指導員	英語科授業の指導、指導案の作成および教材作成に関する職務	若干名
	栄養士	栄養士事務における職務全般	若干名
	養護教諭	養護をつかさどる教員としての業務	若干名

２．受験資格　　別表のとおり

※　ただし、次の方は応募できません。(最終ページ≪参考≫参照)

- 地方公務員法第１６条の各号のいずれかに該当する方
- 学校教育法第９条（欠格事由）に該当する方（学校講師・養護教諭のみ）

３．採用予定時期　　令和９年４月１日以降

４．任　　期　　採用日から令和１０年３月３１日までの間

５．合格者の取扱い

選考に合格した方は、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。なお、名簿登載期間は、登載日から令和１０年３月３１日までです。

６．名簿登載の取消し

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取消し、名簿から削除します。

（１）名簿登載を辞退した場合
（２）受験資格を欠いていることが明らかになった場合
（３）品川区職員・品川区立学校教育職員として採用された場合
（４）任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合
（５）心身の故障その他の事由により、会計年度任用職員として適正を欠くことが明らかとなった場合
（６）令和９年４月１日までに希望する校種・教科等の教員免許状を取得できなかった場合（学校講師・養護教諭のみ）

７．選考方法･選考日程

選考方法	書類審査　※ 申込書により書類審査を行います。
合格発表	令和９年１月上旬（予定）※ 合否に関わらず、受験者全員に郵送で通知します。

※　合格すると、名簿登載となります。

８．採用について

採用は、任用する職やその任期等が決定次第、名簿登載者の中から行います。
なお、名簿に登載されていても、必ず採用されるとは限りません。

９．名簿登載以降の流れ

学校や品川区教育委員会は、名簿登載された採用候補者と電話等で連絡を取り、面談等を行います。学校が当該採用候補者の採用を希望した場合であっても、任命権者である品川区教育委員会が採用の可否を最終決定します。

１０．申込手続き　※英語専科指導員以外は電子申請のみ

下記の方法により申込をしてください。英語専科指導員希望者で、郵送や持参による場合､所定の申込書に必要事項を記入し､提出先に記載の係までご提出ください。
なお、申込書に貼付する写真は、撮影から６ヶ月以内のものを使用してください。

方法	受付期間
電子申請	下記「**品川区電子申請サービス**」よりお申込みください。 令和８年１１月１５日（日）～令和８年１２月１８日（金） **※英語専科指導員は令和８年１２月１日（火）が締切です。** https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_initDisplay 「【指導課】令和９年度任用品川区会計年度任用職員（定例選考・教職員人事係）」 または 「【指導課】令和９年度任用品川区会計年度任用職員（定例選考・学校地域連携係）」 ※申込職種により手続き申込がわかれていますので、下記提出先に記載の職種をご確認のうえ、お申込ください。
郵送申込	**※英語専科指導員希望者のみが対象です。** 令和８年１１月１５日（日）～令和８年１２月１日（火）【必着】 ※　Ａ４判が入る大きさ（角形２号）の封筒に入れ、表に赤字で「会計年度任用職員採用選考申込書在中」と明記し、**必ず簡易書留等、配達記録がわかるもので郵送してください。**なお、簡易書留等によらないものの事故については責任を負いません。
持参申込	**※英語専科指導員希望者のみが対象です。** 令和８年１１月１５日（日）～令和８年１２月１日（火） 午前８時３０分～午後５時００分　※　土・日曜日及び祝日を除く。
提出先	〒１４０－８７１５　品川区広町２－１－３６ 品川区教育委員会事務局指導課（品川区役所第二庁舎７階） ◆教職員人事係　（スクールサポートスタッフ・学校事務Ⅱ・副校長補佐・エデュケーションアシスタント・学校講師・栄養士・養護教諭） ◆学校地域連携係（学校地域コーディネーター・英語専科指導員）

１１．勤務条件等　※令和８年１１月１日現在

（１）報酬（地域手当相当報酬含む）

別表のとおり

※　給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

（２）諸手当に相当する報酬等

期末手当、勤勉手当、通勤手当および超過勤務手当に相当する報酬等が規定に基づき支給されます。

（３）勤務日数・勤務時間

別表のとおり

※　勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間となりますが、土曜授業や学校行事によっては土曜日・日曜日・祝日法による休日が勤務日となる場合があります。

※　公務のため必要がある場合は、正規の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。

（４）休暇等

勤務形態に応じて、年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

（５）社会保険・福利厚生

勤務形態に応じて、公立学校共済組合の短期組合員となり、短期給付（医療保険）・福祉事業（健康診査等）の適用を受け、厚生年金保険および雇用保険に加入します。さらに労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

１２．問い合わせ先

〒１４０－８７１５　品川区広町２－１－３６

品川区教育委員会事務局指導課（第二庁舎７階）

◆教職員人事係　（スクールサポートスタッフ・学校事務Ⅱ・副校長補佐・エデュケーションアシスタント・学校講師・栄養士・養護教諭）

電話：０３－５７４２－６８３１(直通)　ＦＡＸ：０３－５７４２－６８９２

◆学校地域連携係（学校地域コーディネーター・英語専科指導員）

電話：０３－５７４２－６５９５(直通)　ＦＡＸ：０３－５７４２－６８９２

※　選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

《参考》

地方公務員法第１６条

受験資格にある、地方公務員法第１６条の欠格条項に該当する者とは､以下の者をいいます。

１．拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

３．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

４．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第９条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

１．拘禁刑以上の刑に処せられた者

２．教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

３．教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

４．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理します。

ご提出いただいた書類は、規定に基づき保存年限経過後に廃棄します。

こども性暴力防止法に基づく対応について

令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律について（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）対象業務へ従事するにあたっては、「こども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。申込の際、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用しない場合があります。

また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

求職者等へのセクシャル・ハラスメント防止に関する対応について

品川区では求職者等に対するハラスメントについて、「求職者に対するセクシュアル・ハラスメントの防止に関する取扱要領」を定め、対策に取り組んでいます。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は以下の通り当区ホームページをご覧ください。

（https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/boshu/shokuinboshu/1011172.html）

【品川区役所　案内】

